

諮問日：令和4年5月12日（令和4年度（最情）諮問第5号）

答申日：令和4年9月13日（令和4年度（最情）答申第19号）

件名：特定日の撮影申請関係文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

本日の撮影申請関係文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年3月31日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

東京高裁では同趣旨文書について、保有個で開示対象となっている。当文書は、民訴法の該当文書ではないので、司法行政文書にあたるはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、本件開示申出に係る文書は、裁判事務に関する文書として管理され、司法行政事務に関して作成又は取得していないため、司法行政文書に該当しない。なお、同文書の写しについても、司法行政事務に関して、作成又は取得していない。
- 2 苦情申出人は、本件開示申出に係る文書と同趣旨の文書が他の庁で開示対象となっている旨主張するが、他の庁で司法行政文書に該当するからといって最

高裁判所においても必ず司法行政文書に該当するものではない。

また、苦情申出人は、本件開示申出に係る文書は民事訴訟法の該当文書ではないから司法行政文書に当たる旨主張するが、法廷における写真の撮影等は、裁判長の許可を得る必要があることから（民事訴訟規則 77 条）、本件開示申出に係る文書が裁判事務に関する文書であることについては何ら不自然ではない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 5 月 12 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 7 月 15 日 審議
- ④ 同年 9 月 9 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされている（取扱要綱記第 1）。

本件開示申出書及び苦情申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出文書は、民事訴訟に係る撮影申請に関連する文書であると解されるどころ、法廷における写真の撮影等は、裁判長の許可を得る必要があること（民事訴訟規則 77 条）を踏まえれば、本件開示申出に係る文書は、裁判事務に関する文書として管理されるところ最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

また、苦情申出人は、本件開示申出に係る文書と同趣旨の文書が他の裁判所で開示対象となっている旨主張するが、他の裁判所において同趣旨の文書が司法行政文書として保有されているからといって最高裁判所においても本件開示申出に係る文書が必ず司法行政文書として保有されているとはいえないから、

苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

したがって、本件開示申出に係る文書は裁判事務に関する文書に当たると解されるから、本件開示申出文書は司法行政文書とは認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子